令和8年度 9 月 定例教育委員会会議録

令和 8 年9月15日（火）

山梨市教育委員会

令和8年度9月 定例教育委員会 議事録

令和８年9月15日（火）午前10時から、山梨市役所西館401会議室に召集された。

1 開会
2 教育長あいさつ
3 前回議事録の署名
4 協議事項
5 報告事項
6 連絡事項
7 閉会

〇出席者

教育長	竹川 和彦
教育長職務代理者	相沢 季里
教育委員	原 喜雄
教育委員	織田 久美子
教育委員	新谷 時男
教育委員	武井 多加志

〇事務局職員出席者

学校教育課 課長	星野 正裕
学校教育担当 指導主事	齊藤 和裕
学校教育担当 指導主事	平山 直樹
学校総務担当 リーダー	小野 恵美
学校教育担当 リーダー	前嶋 裕樹
学校管理担当 リーダー	山村 純
学校総務担当（議事録作成者）	小澤 有希
生涯学習課 課長	雨宮 有
生涯学習担当 リーダー	坂本 章子

4 協議事項

（1）笛川学園校舎整備について

学校管理担当Ｌ　紙資料に基づき説明

教育長　何かあるか。

教育委員　特にない。

（2）教育振興基本計画（山梨市の教育ビジョン）策定について

学校教育課長　紙資料に基づき説明

教育長　紙資料に基づき説明

教育長　何かあるか。

教育委員　特にない。

教育長　今回の資料を基に、次回定例教育委員会の際に意見や指摘をいただきたい。

（3）山梨市教育委員会カスタマーハラスメント対応マニュアルについて

学校教育課長　資料1－1～7に基づき説明

教育長　何かあるか。

原委員　資料1－1の山梨市職員及び教職員を対象とした基本方針は公表するとのことだが、他に公表する資料はあるのか。

学校教育課長　資料1－2山梨県教育委員会における関係者からの過剰な要求等への対応方針は県教委が公表している。資料1－3、資料1－4は部外秘である。

原委員　資料1－5学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドラインは公開されているのか。

教育長　　資料Ⅰ－5は文部科学省のホームページに公開されている。資料Ⅰ－6、資料Ⅰ－7については学校に掲示、保護者へ配布を行う。

新谷委員　　カスタマーハラスメントのポスターは商業施設等でも目にすることがあるが、ポスターは学校へ掲示するのか。また、市役所にも掲示しているのか。

教育長　　ポスターは学校にのみ掲示し、市役所には掲示していない。

武井委員　　今回のポスター、チラシ作成時に生成AIを使用したのか。

齊藤指導主事　　生成AIは使用しておらず、県教委が作成したポスター、チラシに「山梨市教育委員会」と追記した。

武井委員　　昨今は様々な場面で生成AIを活用するが、定例教育委員会の議事録はAIを使用しているのか。

小澤書記　　誤字・脱字確認のために生成AIを使用しており、文章作成には使用していない。

相沢委員　　保護者が教師の不平等な対応を SNS 等で発信する事例が見受けられる。教員の立場としては、状況に応じて保護者への対応を柔軟に変えたい場面もあるが、保護者側に不平等であると感じさせないよう、教員側はどの保護者に対しても公平・公正な態度で接することを心がける必要がある。

教育長　　とても大事な内容なので、マニュアルの徹底含め、保護者への対応について校長会で共有していく。

原委員　　国の資料に「当事者の主観だけで判断しないことが重要である」とあるが、具体的に誰がどのように客観的な判断を下すのかという点に疑問が残る。また、長時間居座るなどの行為がカスタマーハラスメントの

具体例に形式上該当するからといって、一概にカスハラと断定するのは慎重であるべきだ。保護者がそのような言動に至った背景や経緯についても目を向ける必要がある。国の資料にも「学校設置者又は教職員側の不適切な対応が当該言動の原因や背景となっている場合があることにも留意する必要がある」と示されている通り、学校側の対応が発端となっているケースも想定される。そのため、教師側においても、社会通念上適切とされる言動を心がけることが重要である。

教育長　　学校と保護者間で信頼関係が築けるよう、校長会でも周知していく。

新谷委員　　保護者からの意見、要望、苦情等への対応においてはスピードが重要であるため、経過報告や回答は極力迅速に行うべきである。対応のない状態が長く続くと、学校に対する不信感を招くおそれがある。そのため、学校側は、管理職への迅速な報告や、校内での情報共有が円滑に行える環境を整える必要がある。また、対応記録の保管期間についてであるが、保護者の中には学校の対応に不信感を抱くケースもあり、数年後に下の子（兄弟）が入学する事例も想定される。そのため、記録の保存期間の設定については、より長期的な視点での検討をお願いしたい。

教育長　　スピードは誠意であり、保護者への対応は迅速にするよう校長会にて伝えていく。また、対応記録については管理方法や、保存期間について見直しを検討する。

武井委員　　対応記録の作成作業は教員にとって大きな負担となっているが、現行のマニュアルでは当日中に作成することが明記されている。一方で、同マニュアルには録音データの活用については言及されていない。
もし、録音データをもとに生成AIを活用して記録を作成することが認められるのであれば、教員の大幅な負担軽減につながると考える。したがって、今後は録音データの活用に関する運用方針について、検討いただきたい。

教育長　　対応時の録音機使用や、生成AIの使用について、検討していく。

（4）その他

教育長　　何かあるか。

事務局　　特にない。

教育委員　　特にない。

5 報告事項

（1）各種委員会の進捗状況について

平山指導主事　　資料2に基づき説明

齊藤指導主事　　資料2に基づき説明

教育長　　何かあるか。

教育委員　　特にない。

（2）スポーツ推進計画について

生涯学習課長　　資料3に基づき説明

教育長　　何かあるか。

教育委員　　特にない。

（4）その他

教育長　　何かあるか。

原委員　　8月20日に開催された峡東セミナーに参加した際、講師が「生成AIを用いて資料を作成した」と述べていたが、作成された資料には同じキーワードが何度も繰り返されるなど、不自然さを覚える部分が見受けられた。このような状況を踏まえると、今後教員が生成AIを活用して指導案等を作成することの是非については慎重に検討すべきではないか。

教育長　　学校現場での生成AIの活用方法については検討していく。

齊藤指導主事　　教師を対象とした生成AI研修を開催する予定である。実際、理科の授業内容計画には有効であった。また、生成AIに、国の資料を取り込ませることで、一般的な情報ではなく、当該資料に基づいた正確な回答を得ることが可能である。さらに、スライド、チラシ、動画の作成に加え、対話形式のラジオ風音声の作成なども行うことができる。具体的な活用事例としては、三者懇談の日程調整に生成AIを用いた学校もある。今後は、教員の負担軽減につながるよう、生成AIの積極的な活用を推進していく。

原委員　　現場での指導が負担となると思われる。

武井委員　　市役所では生成AIを活用しているのか。

学校教育課長　　専用ツールがあるが補助的に使用し、最終的には自身で誤りがないよう確認をする。

武井委員　　生成AIの進化は目覚ましく、生徒は生成AIで問題解決し、教師の存在意義が薄れていくのかもしれない。

原委員　　現在は読書感想文も生成AIを用いて作成することが可能となっているため、従来の課題としての教育的効果や意義は薄れつつあるのではないかと考えられる。

相沢委員　　国の次期学習指導要領案においては、2030年から小学生も授業の中で AI について学ぶこととされているため、今後、児童・生徒側も AI に関する知識やリテラシーを急速に高めていくことが予想される。

6 連絡事項

（1）～（3）教育委員の予定について

小澤書記　　次第記載に基づき説明

教育長　　何かあるか。

教育委員　　特にない。

（４）その他

教育長　　何かあるか。

生涯学習担当Ｌ　講演会の案内について。１１月７日山梨市民会館にて開催。青少年育成山梨市民会議講演会「子どもをSNSトラブルから守るために～弁護士が見てきたSNSの危険と対処法～」。講師はアディーレ法律事務所の長井健一弁護士である。

教育長　　以上で議事を終了する。